

◇文科省 校庭線量 非公開で緩和

東京電力福島第1原発事故を受け、文部科学省が昨年4月、福島県で校庭利用を制限する放射線量の目安を、当初は計器の誤差があっても安全が守れるよう毎時3 $\mu$ Sv以上にする方針だったのに、後に3.8 $\mu$ Svに緩くしていたことが分かった。本紙が情報公開請求で原子力安全委員会から得た文科省の内部文書で判明した。どのように目安が決まったのか、具体的な経過が分かったのは初めて。

目安は、文科省が昨年4月19日、年間の被ばく線量20 mSv（1 mSvは1000 $\mu$ Sv）から逆算し、毎時3.8 $\mu$ Svにすると発表。数字は国際放射線防護委員会（ICRP）が示した「事故からの復興時は年1～20 mSv」との基準を踏まえた値だったが、保護者たちから「子どもには高すぎる」と批判が噴出した。

内部文書によると文科省と安全委は昨年4月9日から16日にかけて4回、非公開で協議。

文科省は10日までは、3.8 $\mu$ Svを軸としながらも「測定誤差を考慮」「安全性に配慮」などの理由を挙げ、小数点以下は切り捨て、3 $\mu$ Svを目安に設定する方針を示していた。

さらに1.9～3 $\mu$ Svと比較的線量の高い校庭では、制限対象にはしないものの、子どもたちにマスクをさせるなど内部被ばく対策を追加することも盛り込まれた。

しかし、12日に一転、3.8 $\mu$ Svに緩める案を提示。安全委の担当者によると、この際、文科省の担当者は「3 $\mu$ Svでは、対象の学校が多くなり、（対応が）大変だ」と説明した。また別の理由として、半減期が8日と短い放射性ヨウ素が減って放射線量が次第に低下するため、目安を緩くしても年間被ばく量を年20 mSv以下に抑えられると説明したという。

協議とほぼ同時期に福島県が実施した校庭の放射線量調査では目安を3.8 $\mu$ Svにすると、校庭利用の制限がかかるのは43校だったのに対し3 $\mu$ Svと厳しくすると137校と3倍以上に膨れあがる、との結果だった。

文科省の担当者は取材に「安全委と議論を積み重ねながら、同時に省内でも議論を続けた」と説明し、当初案の3 $\mu$ Svは議論途中の数字だったと強調した。

### 校庭利用を制限する放射線量の目安が緩くなった経緯

～文科省の内部資料から～

